

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第4条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運賃・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料金を除きます。）をいいます。

第5条 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以前に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ別途にかつ旅行代金等を第14条第5項の規定による方法により支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配契約の終了）

第7条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行者の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合には、カード利用は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知いたします。

（手配サービスの提供）

第8条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行者の全部又は一部を本邦内又は本邦外の旅行者業、手配を業として行うその他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第9条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第10条 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

第11条 前項の申込は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第12条 当社が、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に同意することがあります。

- 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約成立時期）

第13条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受領した時に成立するものとします。

第14条 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第15条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けるとともに、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

（乗車券及び宿泊券の手配）

第16条 当社は、第8条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と併せて当社が旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

第17条 前項本文の書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約より手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書に記載するところにより、

（情報通信の技術を利用する方法）

第18条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しうるとともに、旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第19条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

第20条 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消すに運送・宿泊機関等から支払うべき取送料、予約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第21条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

第22条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受ける旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、当該費用のうち運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金及び当社が有する取扱料金を支払わなければならない。

（当社の責任に帰すべき事由による解除）

第23条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金及び当社が有する取扱料金を支払わなければならない。

（当社の責任に帰すべき事由による解除）

第24条 旅行者は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金及び当社が有する取扱料金を支払わなければならない。

（当社の責任に帰すべき事由による解除）

第25条 旅行者は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金及び当社が有する取扱料金を支払わなければならない。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第26条 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならない。当社は、旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第4条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運賃・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料金を除きます。）をいいます。

第5条 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以前に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ別途にかつ旅行代金等を第14条第5項の規定による方法により支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第27条 旅行者は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第28条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有していません。当該団体・グループに係る旅行業務に関する取及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

第29条 契約責任者は、当社が定める目録に、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

第30条 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

第31条 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第32条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

第33条 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第34条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

第35条 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び消滅変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

（決済サービス）

第36条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに決済業務を同行させ、決済サービスを提供することができます。

第37条 決済業務は、手配旅行サービスの範囲内は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが旅行サービスを受ける必要のあるときに限り行います。

第38条 決済業務が決済サービスを提供する時間中は、原則として、8時から20時までであり、当社が支払サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の決済サービス料を支払わなければならない。

第6章 責任

（当社の責任）

第39条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限りません。

第40条 旅行者が現地地味、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公衆の命令その他の当社又は当社の代理代行者の責任を負う事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

第41条 手荷物として発生した第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

第42条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

第43条 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康義務その他の手配旅行契約の内容及び理解するよう努めなければなりません。

第44条 旅行者は、旅行開始後においては、契約書に記載された旅行サービス内容に再帰して受領するもの、万が一契約書面と異なる旅行サービス提供されたら認めたとし、旅行者のために違約する旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番10号赤坂ジャストアイストビル）の保証社員になっております。

第26条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記一般社団法人全国旅行業協会に保証している弁済業務保証金から優先的に債権に関するまで弁済を受けることができます。

第27条 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金保証金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第3条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集企画旅行業契約、受託型企画旅行業契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者業の募集企画旅行業契約について当社が代理として契約を締結した旅行者とします。

（渡航手続代行契約を締結する旅行者）

第4条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- 出入国手続書の作成
- その他旅行者各号に関連する業務

（渡航手続代行契約の定義）

第5条 この約款で「渡航手続代行」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- 出入国手続書の作成
- その他旅行者各号に関連する業務

（契約の成立）

第6条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

第7条 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

第8条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に同意することがあります。

- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（4）その他当社の業務上の都合があるとき。

第9条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約より引き受けた代行旅行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

第10条 あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の内容に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

第11条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（守秘義務）

第12条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

第13条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第14条 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

第15条 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公衆、在外の国公館その他の者に、手数料、資料料、委託料その他の料金（以下「資料料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に当該支払請求を支払わなければならない。

（受託業務の履行）

第16条 当社は、受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用を負担したときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。

第17条 当社は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

第18条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。

- 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
- 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるとき。
- 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。
- 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（契約の解除）

第19条 前条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれがあるときは、当社が認めたとき、

第20条 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った資料料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に受けた受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（当社の責任）

第21条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限りません。

第22条 旅行者が現地地味、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公衆の命令その他の当社又は当社の代理代行者の責任を負う事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

第23条 手荷物として発生した第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

（渡航手続代行料金の支払）

第24条 旅行者は、渡航手続代行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康義務その他の渡航手続代行契約の内容及び理解するよう努めなければなりません。

第25条 旅行者は、旅行開始後においては、契約書に記載された旅行サービス内容に再帰して受領するもの、万が一契約書面と異なる旅行サービス提供されたら認めたとし、旅行者のために違約する旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第26条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第27条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第28条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

第3条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 旅行者の旅行の計画を作成するために必要な助言
- 旅行者の計画の作成
- 旅行者に必要な書類の取得
- 旅行者及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
- その他旅行者に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

第4条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

第5条 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

第6条 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に同意することがあります。

- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

（相談料）

第7条 当社は、旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならない。

第8条 当社は、旅行相談料金を支払わなければならない。

（契約の解除）

第9条 当社は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

第10条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に同意することがあります。

- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（渡航手続代行料金の支払）

第11条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第12条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第13条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第14条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第15条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第16条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第17条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第18条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第19条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第20条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第21条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第22条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第23条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第24条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第25条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第26条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第27条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第28条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第29条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第30条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第31条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第32条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第33条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第34条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第35条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第36条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第37条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第38条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第39条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第40条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第41条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第42条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第43条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第44条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第45条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

第46条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（渡航手続代行料金の支払）

第47条 当社は、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

<